

別記様式第 10 号（法第 7 条第 9 項関係）

（認定）生産方式革新実施計画の概要

認定日 令和 7 年 3 月 21 日	実施期間 令和 7 年 3 月 ～ 令和 11 年 9 月	
申請者（代表者） 株式会社シカタ 代表取締役 高田 貴寛		都道府県 青森県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 施設管理・作業全般 常勤フルタイム 2 名 収穫・栽培管理作業等 パート 6 名 栽培管理作業等 アルバイト 3 名 ☐ スマート農業技術活用サービス事業者（ ） ☐ 食品等事業者（ ）		

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 高糖度栽培によるミニトマトを販売しているが、現在の販売先からの需要に対して生産量・出荷量が不足している。	
対象品目	ミニトマト
活用するスマート農業技術	統合環境制御システム
導入する新たな生産の方式	
☒ イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
☐ ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
☐ ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
☐ ニ	その他
（内容）高軒高低コスト耐候性ハウスの導入による施設外要因（高温、高湿等）の制御	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> 統合環境制御システムで測定したハウス内外の環境データ（温度、湿度、CO ₂ 、日射量等）をもとに、自動カーテン装置や多目的細霧冷房装置等のハウス内環境管理設備等の各種機器を自動制御し、ミニトマト栽培に適切なハウス内環境を作り上げる。 高軒高低コスト耐候性ハウスを導入することで、施設外の影響を受けにくくなり、ハウス内の環境管理が効率化され、管理作業の効率化とコスト削減の効果が見込まれる。 新たに統合環境制御システムと高軒高低コスト耐候性ハウスを 50 a 規模で導入することで効率的な生産を行い、ミニトマトの品質の向上、生産量・出荷量の増加により、需要に応えることが可能となる。	

【活用予定の特例措置】

- ☐ 税制特例（法人税・所得税の特別償却）
- ☐ 長期・低利融資（日本政策金融公庫からの融資）
- ☐ 野菜法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）
- ☐ 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）